

第3編 準備書に関する審議経過

第1章 公告・縦覧の概要

準備書の公告・縦覧は以下に示す内容で行った。準備書に対する住民等の意見の提出人数は6人であった。

表 1.1 準備書の公告・縦覧の概要

公 告 日	平成 24 年 10 月 4 日（木）
縦 覧 期 間	平成 24 年 10 月 4 日（木） から平成 24 年 11 月 5 日（月）
縦 覧 場 所	長野県環境部環境政策課、上伊那地方事務所環境課 伊那市役所市民生活部生活環境課 伊那市高遠町総合支所市民生活課 伊那市役所富県支所 伊那市役所美篤支所 上伊那広域連合総務課
意 見 募 集 期 間	平成 24 年 10 月 4 日（木） から平成 24 年 11 月 19 日（月）
意 見 提 出 先	上伊那広域連合環境衛生課
意 見 書 の 提 出 人 数	6 人

第2章 住民等の意見及び事業者の見解

準備書に対する住民等の意見及び事業者の見解は次ページ以降に示すとおりである。

なお、表中の章、項目及び頁等については、「新ごみ中間処理施設建設に係る環境影響評価準備書（平成 24 年 10 月）」の記載箇所を示すものとする。

意見書 1		(1 / 2)	
No	準備書での該当箇所		意見等の見解
	章	項目	
1	第1章 1.6 事業の内容	1～3	環境保全の見地からの御意見ではありませんので基本的な見解は差し控えず、伊那市において用地選定の経過につきましては、準備書P11に記載のとおり、伊那市において住民代表等による用地選定委員会を設置して、民主的な手法により公開のもと16か所を環境保全項目などについて比較検討し、伊那市富良野天伯水源付近を最終候補地とした報告結果に基づき決定しました。こうした経緯につきましては、広報や説明会において丁寧に説明を重ねてきたことろです。 また、平成24年5月の新ごみ中間処理施設整備基本計画(中間報告)に関する説明会、平成24年8月の環境影響評価現況調査結果報告会、等の機会においても同様の御意見が出されご説明したところとです。
2	第1章 1.8 施設の安全対策	22	「施設整備基本計画」において、過去の災害履歴、国県による対策を整理し、方が一を考慮し洪水・浸水対策の方針を以下のとおり定めたとのことです。 ①造成計画において地盤のかさ上げや防水壁の設置等を行う。 ②造成高を高くするとともに掘削深を浅くすることで、ごみピット・プラットホーム高を高くし、ごみピットや重要機器への浸水を防止する。 ③重要機器や電気設備等を浸水被害の影響の少ない場所へ配置する。 ④電気や水道の供給が停止する事態に備えて、必要に応じ施設保全用の非常用ユニーティリティ設備として、非常用発電機、冷却水予備タンクなどの整備を行う。 ⑤防水扉の設置、地下排水ポンプ設置の検討を行う。
3	第1章 1.6 事業の内容	4,12 16	クリンセンターハ乙女最終処分場に埋め立ててあるごみにつきましては、準備書P41に記載のとおり、重量比で廃プラスチック類等約60%、ガラス類・陶器類等約40%で、種類・性状については資料編11～12に記載してあります。 こうした廃プラスチック類については、全国の70%以上の施設で処理しています。準備書P12に記載のとおり排ガスに関する計画値を法規制値よりも厳しくしている準備書P16に計画値を遵守するために準備書P16に記載のとおり、排ガス処理設備としての過式集じん機、触媒脱硝装置を設置します。 こうしたことを前提とした評価結果から、環境への影響はほとんどないと考えます。

意見書 1		(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所		意見等の見解
	章	項目	
4	第1章	1.4 事業の目的 及必要性	<p>ごみを集約して処理することのメリットは、①熱利用の効率化、②燃焼の安定化、③処理の効率化が挙げられます。集約することにより小規模施設では困難な発電が可能となり、ごみの持つエネルギーを最大限有効に利用することで温室効果ガスの排出抑制が図れます。また、ごみは非常に不均一な燃料であることから、少量ずつ燃やすより、一箇所に集約して一定量を連続的に処理する方が燃焼を安定化させやすく、結果として不完全燃焼が原因で発生しやすいダイオキシソ類を削減することができます。さらに施設数が減少することにより運転や管理に必要な人件費を削減することができます。施設を集約するとごみの運搬距離が延びるデメリットはありますが、上述したようなメリットの方が大きく、結果として住民負担の軽減につながります。</p> <p>準備書P650 第2編方法書における審議経過 第2章住民等の意見及び事業者の見解の1番に詳細に記載しておりますのでご参照ください。</p>
5	第1章	1.6 事業の内容	<p>平成22年10月にごみ処理基本計画推進委員会の検討結果に基づき、広域連合ではごみ処理方式を溶融方式と決定しました。「施設整備基本計画」策定の検討経過では、環境保全・資源循環性、安全性・安定性、経済性など総合的に比較検討し、処理方式の絞り込みを行い、ガス化溶融方式(流動床式)、ガス化溶融方式(シャフト炉式)(コークスベッド式)の2方式に絞り込んだところでは、ガス化溶融方式(流動床式)は、CO2排出量が少ないこと、エネルギー回収量が多いこと、経済性にも優れていることが主に評価されました。ガス化溶融方式(シャフト炉式)(コークスベッド式)は、発電量が多くエネルギー回収量が多いこと、掘り起こし残渣処理の実績が多いこと、スラッグの有効利用実績が多いこと、埋処分対象量が少ないことが主に評価されました。</p>
6	第1章	1.5 最終候補地 決定の経過	<p>何で天伯の所にしたか質問したら伊那市が推薦したからと上伊那連合の答でした。伊那市のお答えをお聞きしたい。</p>
7	第4章	4.10 地形・地質	<p>予定地の近くに活断層があるよ。</p>

意見書 2		準備書での該当箇所		意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
No	章	項目	P		
8	第1章 第4章	1.6 事業の内容 4.1 大気質 4.2 騒音 4.3 振動 4.5 悪臭 資料編 1.3 ごみ焼却施設 における排ガス 中等の重金属類 調査結果	6 226 284~ 287 317 344 資料1.5	P.6燃焼設備 ①これに2つの形式を想定しているが、燃焼形式によって影響の出方は異なるのではないか。 同種の炉の操業後の事後の調査の結果の報告はどうか？	環境影響評価用の概要設計を基に、複数のプラントメーカーから排ガス、騒音等の基本情報を入力し、数値の確認を行ったうえで、環境負荷が最大となる諸元を設定して予測評価を実施しております。 なお、排出源の主な諸元については準備書の以下のページに記載しております。 排ガス発生源の条件 P226 表4.1-66 騒音発生源の条件 P284 表4.2-35 P285 図 4-2-15(1) からP287 図 4-2-15(6) 振動発生源の条件 P317 図 4.3-10、表 4.3-25 悪臭発生源の条件 P344 表 4.5-7 なお、稼働している同種、同規模の施設の事後調査結果等では、問題なく稼働しています。
	第1章 第4章	1.6 事業の内容 4.1 大気質 4.14 景観	6 247 561	②煙突高さ59mと定めから規定しているが、これは丁度美すずの上段の高さと同じになる。知事意見では複数ケースを想定した環境影響評価を実施することなどなっていたはずである。	煙突高さを59mと想定し予測・評価を行ったところ、焼却施設の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響および建築物・工作物の存在による景観への影響については、環境保全に関する目標との整合性が図られていることから、他の煙突高さを想定した環境影響評価は実施していません。 なお、方法書に対する知事意見は「煙突の高さを変更する可能性がある場合」には、大気質・景観双方への影響を考慮し、複数ケースを想定した環境影響評価を実施すること。」でしたが、上記結果から改めて予測を行う必要はありません。

意見書 3		(1 / 3)	
No	準備書での該当箇所		意見等に対する事業者の見解
	章	項目	
10	第1章 要約書 第1章	1.5 事業計画 1.6 事業の内容	<p>1. 要約書 4 ページについて 「1. 6. 3 計画処理対象物・処理量・施設規模」の「②燃やせないごみ、粗大ごみからの残渣分 3,769トン/年」の備考には「※2統合後のクリーンセンターA・B・C・Dにおける資源化後の残渣(内訳: 廃プラスチック等: 約67%、ガラス類・陶器類等: 約33%)」の記載がある。この「上伊那広域連合」は、平成24年8月に、広域連合議会に示されていますが、上伊那の自治体では伊那市議会にしか説明されていません。そのため、伊南行政組合では、「廃プラスチック(ペットボトルや容器包装リサイクルプラを除く)は、分別収集され、処分業者に委託され、資源化し、残りは埋め立てとなっていますが、伊南の市町村の議員に聞いても、この分別している廃プラスチックを、新しい施設では、焼却する処理対象になっていることは、知らないと言います。住んでいる住民も知りません。</p> <p>広域連合に質問したところ、「基本計画をつくるときに、プラスチックを処理するよう意見があったから」と言うことですが、32件のうち2件の意見です。現在、分別され資源化されているものを、燃やす理由は、どこにあるのでしょうか。むしろ、伊南行政組合で行っている廃プラスチックの分別を他の4市町村に広げて、廃プラスチックは資源化するべきと考えます。</p> <p>また、「収集の分別方法は、今後検討」についても、現在「不燃ごみ」で収集している「廃プラスチック類」を、「可燃ごみ」で収集することも検討するという意味だと考えますが、これは、ごみ減量に逆行する重大な問題です。</p> <p>なぜなら、今まで、一生懸命ごみを分別していた方々が、「燃やせるごみ」に、プラスチック類を入れると、容器包装プラスチックも洗わないで、可燃ごみとして出した方が楽だと考える方が増えると思われれます。</p> <p>ごみの分別は時間と労力が必要な仕事です。より楽で、より経済的な方へ流れるのではないのでしょうか。</p> <p>せつかく、郡市民が努力して分別している方法を変えたいことは、ごみ減量に逆行します。</p> <p>廃プラスチック類には、アルミなど重金属が多く含まれていますので、排ガス処理費用もよけいにかかります。</p> <p>よって、新施設の処理対象物には、「廃プラスチック類」は対象からははずすべきです。また、ごみの収集分別方法についても変更するべきでないと考えます。その上、上伊那の市町村民には、処理対象物の変更が知らされていないという重大問題があります。これでは、ごみ減量・資源化に逆行すると考えます。</p>
		意見書の原文	<p>計画処理対象物の破砕・分別後の残渣につきましては平成19年度に圏域の住民の皆様等で構成された「ごみ処理基本計画推進委員会」の検討結果報告書に基づき、広域連合として決定後平成20年2月の構成8市町村長も出席する広域連合議会全員協議会(構成8市町村議会から選出された上伊那広域連合議員で構成)で報告しております。また、平成23年に廃棄物政策審議会にて確認されています。</p> <p>ペットボトルや容器包装リサイクルプラを除く廃プラスチックは全国の7割を超える施設で焼却又は溶融されており、排ガス処理により問題なく処理されています。排ガスによる大気質への影響については、環境保全措置として、準備書P12にあるように法規制値より厳しい排ガス濃度を設定することによる「排ガス濃度の低減」を実施し、計画値を遵守するためにP16にあるような排ガス処理設備を設置します。</p> <p>また、伊南行政組合では廃プラを分別回収していますが、分別された廃プラは、現在はそのまま民間業者に処理委託しており、ほとんど(8割程度)が焼却後処理された処分されている現状です。</p> <p>こうしたことから、廃プラスチックを民間委託により他所で焼却するのはなく、新ごみ中間処理施設で溶融処理することは、ごみ焼却発電のサーマルリサイクル(エネルギー一回収)や助燃剤の削減となり、結果として経費の削減が期待でき、有効利用につながります。</p> <p>ご意見にあるとおり、ごみの分別は時間と労力が必要な仕事です。今後の分別方法については、今後廃棄物政策審議会などで費用対効果や住民負担なども含め検討する予定です。こうした検討を踏まえ分別方法を変更することになれば、まだ施設稼働まで時間を要することから、機会をとらえ圏域全体に周知していく予定です。</p> <p>なお、ばいじんとして炉から出た重金属はバグフィルタで捕集され煙突から放出されることはないこと、バグフィルタで捕集されたばいじんは重金属溶出防止処理を行うため、最終処分しても安全です。</p> <p>住民への周知や処理に関する考え方については、圏域全戸配付の「広報かみいな」や、地区説明会において説明しております。</p>

意見書 3		意見書の内容		意見等に対する事業者の見解
No	準備書での該当箇所	項目	原文	
11	第1章 1.6 事業の内容	項目 P 要約書 7.8.10	2. 要約書7・8・10ページについて 施設配置計画・動線計画①基本方針では「a. 既存の市道・水路は極力現状を生かした配置とする。」とありますが、8ページの施設配置計画を見ると、施設の真ん中を既存市道と水路が通るようになっています。これは、10ページの「排水処理施設 排水はプラント系排水及び生活排水とともに無放流である、クロロスチンシステムとする……」とは、矛盾すると考えます。施設内の雨水排水は、既存の市道や水路にも出してしまうのではないかと考えます。雨水排水計画も掲載されています。 また、短時間に大雨の降るゲリラ豪雨の時は、調整池で飲みきれない排水はどうするのかも記載されています。 全国的には、溶融方式で敷地内の有害な排水が外へ出た事例も報告されています。 よって周辺の環境を守るために、既存の市道や水路は施設の敷地内を通らないようにするべきと考えます。また、調整池を上回る雨量があった場合の、雨水排水を外へ出さない施設整備計画をつくるべきと考えます。	「施設整備基本計画」における施設配置計画は、配置例であり、施設の配置計画の方針を取りまとめたものです。環境影響評価結果等を踏まえ、施設の建設位置等は今後決定していく予定ですが、調整池は河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池であり、一時的に降水を池で受け止めた後、徐々に放流させ局地的な氾濫を抑える機能を有するものであり、ゲリラ豪雨などの局地的な大雨にも対応できる容量を設置します。なお、クロロスチンシステムはプラント用水などを処理後再利用し場外へは無放流とする意味で、雨水排水は自然系排水であり前述の過程により河川放流します。 プラント排水及び生活排水の無放流システム、雨水排水の処理及び放流先について評価書へわかりやすく記載します。
12	第1章 1.6 事業の内容	14	3. 準備書14ページについて ⑤溶融飛灰のb. 溶融飛灰の処理物の含有量基準については、ダイオキシン類の基準は示されていません。 溶融飛灰は、八乙女の最終処分場に埋め立てする計画となっていますが、全国的には、ごみ処理施設の溶融飛灰から、鉛やカドミウム・水銀などが高い数値で出ている施設もあります。 処理対象物が安全というのであれば、溶融飛灰の含有量についても、カドミウム・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・セレン・ふっ素・ほう素についても、基準を決めるべきと考えます。 そのことが、最終処分場を抱える自治体の住民の環境を守ることにつながると考えます。	「新ごみ中間処理施設整備基本計画」では、溶融飛灰については、法令に基づき適正に処分するため、ダイオキシン類の含有量基準と重金属類の溶出基準を定めたところです。 含有量基準は直接採取によるリスク、溶出量基準は地下水等経由によるリスクを対象として定められた基準であり、最終処分場については地下水等経由のリスクを防止することが必要ですので溶出量基準を設定しています。 ばいじんとして炉から出た重金属はほとんどがバグフィルタで捕集され、重金属溶出防止処理を行った後、最終処分を行いますので、直接採取によるリスクは殆どないと考えています。 なお、ダイオキシン類については、水に溶けにくい等の特性により含有量基準となっておりませんが、それぞれの項目の特性に応じた基準値を設定しています。

意見書 3		(3 / 3)	
No	準備書での該当箇所		意見等の事業者の見解
	章	項目	
13	第4章 要約書 第1章	4.6 水質 4.7 水象 1.6 事業の内容 386,389, 390,394 要約書 5,119	<p>プラント揚水使用量については、110m³/日(準備書P394、要約書P119)を使用する条件として予測を行っております。揚水深度は現段階では未定です。</p> <p>周辺水源への影響調査として準備書P354の地点において地下水の水位および利用状況調査を行い、P394のとおり想定対象事業実施区域及びその周辺では透水能力が高く、河川から地下水が供給されているため、本事業の供用に伴う地下水位の影響は少なく、周辺に及ぼす影響は小さいものと予測しております。</p> <p>想定対象事業実施区域は、三峰川及び新山川に囲まれており、河川伏流水により地下水が供給される地域であり地下水が豊富な地域です。また、押出水源は、想定対象事業実施区域から新山川対岸約600m東に位置することから地下水揚水の影響が及ばない地域であると予測・評価しております。</p> <p>また、対象事業実施区域内で事後調査を実施します。</p>
	第4章 要約書 第4章	4.2 騒音 要約書 4.2 騒音 249,254 要約書 77,81,88	<p>4、要約書5ページについて 施設計画の主要設備の概要では、プラント用水は地下水を使うと書いてあり、一日どれくらいの水をプラントで使用するのかが書いてありません。 用水が不足して深い井戸を掘った場合には、周辺の使用している井戸に影響が出る可能性はないのか。特に、周辺で食品製造工場用水や、水道用水として使用している押出水源(伊那市営)に影響は出ないのか。 押出水源は、ポンプアップをして上の金井配水池から上山田・下山田・小原まで広く使われている。 施設計画で地下水の利用について、詳しい施設計画を示して、周辺水源への影響を調査するべきと考えます。</p> <p>5、準備書254ページ・要約書77ページ・81ページ・88ページについて 準備書254ページでは、候補地周辺の交通量調査結果では、St.4よりSt.7の方が、平日・休日共に交通量が多い。 しかしながら、騒音や振動の現況調査や予測は、St.4やSt.5の地点でしか行われていない。 施設整備計画では、三峰川右岸道路(ナイスロード)沿いからの搬入車両が一番多い計画となっていないか。 予測を行うべきではないか。 また、最近、一般廃棄物の家庭系ごみの直接搬入が増加している(上伊那広域連合の広報特別編第56号)ので、直接搬入車を減らすことによるのかを準備書に加えるべきと考えます。 施設稼働後の、騒音の予測値は、要約書81ページによれば、St.4で予測値68dBと環境保全目標の70dBに近い数値となっています。今後、直接搬入車両が増えると、環境保全目標をSt.4でも超えてしまうのではないかと。</p>

意見書 4		(1 / 2)	
No	準備書での該当箇所		意見等の見解
	章	項目	
15	住民説明会資料 第5章	住民説明会資料 5.1 総合評価	<p>P70 「総合的な環境への影響は最小化できる」とあるが、「環境」の次に「健康」を入れるべきである (理由) 排ガス等が環境に与える影響が少ないので、健康にも被害はないと考えているが、住民の関心事は健康であるので、健康被害はないと考 えているなら、その言葉を入れるべき。</p> <p>P70 総合評価は準備書P583に示したとおり、本事業の実施による環境への影響につ いて、現況調査、予測、環境保全措置及び評価の結果を整理し、項目間の 相互関係、間接的影響及び環境保全措置の実施等による項目間の整合性を 確認することにより総合的な影響を評価したものです。 国が定める、大気、水質、土壌、騒音に係る環境基準については、人の健康を 保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定めら れているので、健康への影響も含んだ評価としております。</p>
16	住民説明 会資料	住民説明会資料 15	<p>P15 「地元地区の建設同意により決定」とあり、地元にも美濃地区は含まれないとのこ とだったが、施設の建つ桜井は土地は買収されるのでうれしいし、施設直下で 健康被害の心配も少ない。その地区の建設同意で着工というのはおかしい。最 も同意が必要なのは美濃地区等であるから、含めるべきである。</p>
17	住民説明 会資料 第1章 第4章 第5章	住民説明会資料 1.5 事業計画 4.1 大気質 5.1 総合評価	<p>P16① 公害防止基準値、法規制値があり、P37から環境基準値も出てくるが、それぞ れどういふものであるか説明がほしい。また、一つの表にして分かりやすくし てほしい。さらに、ダイオキシン等の排ガス毎に予測濃度を一覧にするととも分 かりやすくなる。</p>
18	住民説明 会資料 第4章	住民説明会資料 4.1 大気質	<p>P16 健康影響に関しては、「ばいじん」「いおう酸化物」「窒素酸化物」が出てくるが、影 響予測が出ていないように思うが、どうした訳か。</p> <p>② 健康影響に関して、環境基準が浮遊粒子状物質、二酸化いおう、窒素酸化物 等について定められており、それを達成するための規制基準として、上記の項 目にはばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物が対応します。 ばいじんは粒子状物質のうち粒径が比較的大きいものです。健康影響をみると きには影響を及ぼす浮遊粒子状物質(概ね10μm)で評価します。 いおう酸化物、窒素酸化物は健康影響を及ぼす二酸化いおう、二酸化窒素で 評価します。 浮遊粒子状物質、二酸化いおう、二酸化窒素の予測結果及び影響予測図は準 備書P234～239に記載したとおりです。</p>

意見書 4			(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所		意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	算	項目		
19	(その他)		<p>全体にかかわること</p> <p>① 関係資料が見られるというので美葉上原公民館へいくと、「新ごみ中間処理施設整備基本計画」があった。今回準備書が出されたが、それぞれの性格、位置づけがはっきりしない。今後、出されるものは、冒頭にそれをわかりやすく書いていただきたい。</p>	<p>準備書の位置付けについては準備書説明会において説明しており、位置付けを記載したものととして、「広報かみいな特別編第55号」を圏域に全戸配布し周知を図っておりますが、今後も分かりやすい表記に努めます。</p>
20	(その他)		<p>② 上記の基本計画も準備書もぼう大な量であり大勢の方が読めるものではないので、細かなことは抜いて、排ガス(大気質)、交通量水質、土壌、景観について、どうなるのかを端的に示していただき、関係地区に全戸配布していただきたい。そうしないと、関心のない方は、何も知らないままいってしまふ。</p>	<p>施設整備基本計画、準備書についてはポータルにはありますが、ホームページで閲覧でき大勢の方が読むことができます。</p> <p>準備書の概要について広報かみいな特別編第58, 59号を圏域に全戸配布します。</p>

意見書 5		(1 / 1)	
No	準備書での該当箇所		意見等に対する事業者の見解
	章	項目	
21	第4章 4.1 大気質	234～ 241	<p>施設の稼働に伴い排出される排ガスは、地形の影響を受け、三峰川に沿って、主に東西方向に拡散することとなります。</p> <p>その結果、最も濃度が高くなる地点は最終候補地から南東約1kmの地点と予測されました。ただし、この地点における予測濃度は、環境保全の目標としてい る大気汚染に係る環境基準値等を大幅に下回る値となっています。このことから、排ガスについて法規制値より厳しい計画値を設定することによって影響を 最小化できているものと考えます。</p>
22	第4章 4.1 大気質	234～ 242	<p>逆転層が発生した際に、夜間の代表的な風向である東系の風が吹いた場合、 最終候補地の西側に排ガスが拡散することが考えられます。その場合の予測 結果としては、準備書P242に示すとおり二酸化窒素0.0330ppm、浮遊粒子状物 質0.0808mg/m³、塩化水素0.0147ppmなど、環境保全目標としている大気汚染 に係る環境基準値等を満足する結果となっています。このことから、逆転層が発 生した場合であっても、周辺環境への影響は環境保全にも関する目標との整 合性は図られているものと評価しています。</p>

意見書の原文

準備書を拝見し説明を受け検討した結果、当該地は新ごみ中間処理施設建設
用地としては不相当と判断しました。以下理由を述べます。

1. 拡散面積が二分の一であること。

焼却施設の立地で最も重視しなければならぬ立地要件は排気の拡散であ
ると県の環境影響評価書ガイドラインにもあります。今回の説明の中で担当者
が「大気質はこの複雑な地形の影響を受けている」と述べましたが、まさにそ
の通りです。施設稼働に伴う排ガスの影響予測(ダイオキシン・浮遊粒子状物
質等)を見てもわかることは、排ガスは東西に流れ南北には拡散しません。無
つまり拡散面積は全体の半分のみで焼却施設の立地としては適しません。無
理もありません。当該地は南方に高烏谷山系を背負っており、そもそも「影響の
最小化」は不可能と思われる。

2. 西方(特に桜井から貝沼)にかけて集落上に滞留する恐れがあること。
この地域は施設稼働に伴う排ガスの影響評価でも飛散が予想されていること
に加え、ばい塵が秋から冬にかけて国の基準値を超えて高いことから、排気が
滞留する恐れがあります。背景として、逆転層調査で逆転層が秋から冬にかけ
生じている事、(41.1%～32.2%)その逆転層の生じやすい夜から朝にかけて
の風向きがまさに桜井・貝沼方向であること。桜井貝沼の集落が予定地より
一段高く(約60m)しかも山裾で排ガスの滞留する地形であることが考えられ
ます。(現にしばしば朝霧がたなびいている) (尚、ばい塵の値が高いのは当地
区の「農作業の影響」という説明は伊那市全域でありうることで全く理解できま
せん。)

意見書 6		意見書での該当箇所		意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
No	章	項目	P		
23	第4章	4.1 大気質	217～ 225	<p>1. 焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる影響の予測について年平均濃度の求め方について筋道のたった丁寧な説明が欲しい。例えば、つぎのような点について疑問があります。</p> <p>(1) マスコンモデルによる風況の予測と拡散式のつながり</p>	<p>想定対象事業実施区域周辺の地形を大別すると、南側が山地、北側に三峰川が流れ比較的平坦な地形となっています。また想定対象事業実施区域西側には高島谷山(たかすやさん)の尾根が三峰川付近まで張り出した地形となっています。こうした地形条件によって、想定対象事業実施区域付近の風は地形によって複雑な流れになっていると考えられます。</p> <p>こうした地域の特徴を踏まえて排出ガスの予測を行うため、まず、マスコンモデルにより、地形による風の流れの変化の状況を再現し、その風の流れを条件として排出ガスの拡散計算を行うという方法を採用しました。</p> <p>マスコンモデルにより計算された風の状況は隣接するメッシュであっても、風向、風速が異なることから、まず排出源となるメッシュで移流ハフモデルにより拡散計算を行い、隣接メッシュへ影響する濃度を求めます。こうした計算を風が連続する方向に繰り返し行い、各メッシュの大気汚染物質の予測濃度を求めるという方法で予測を行いました。(準備書P218参照)</p>
24	第4章	4.1 大気質	221～ 222 255	<p>(2) 222ページの式について</p> <p>1) 汚染物質発生強度と排出濃度との関係</p> <p>2) 拡散幅とは何か</p> <p>3) この式は、計算点の位置座標ごとの年間平均の拡散幅の値がえられていて例えばSt.9の位置での計算式があってこれにQの値を入れればCが求まるといふことなのか。</p>	<p>1) 汚染物質発生強度は、排出濃度に排出ガス量をかけたものになります。</p> <p>2) 拡散幅とは、主に大気の気象条件に関する大気の上下方向、水平方向の乱れ(乱流)により、上下方向に排ガスが広がる幅のことをいいます。</p> <p>3) 拡散幅は、各時間の気象条件毎にP225の表4.1-64に示すpasquillの安定度階級分類の条件毎に定まります。各時間の気象条件の拡散幅と風速条件、計算地点の位置座標条件から濃度を求めることとなります。</p>
25	第4章	4.1 大気質	234～ 241	<p>(3) 最大着地濃度地点の位置が五つの予測項目とも同じであるが、ガス状の二酸化窒素などと固体の浮遊粒子状物質が同じ挙動をとるとは考えにくい。</p>	<p>浮遊粒子状物質は粒径が10μm以下の非常に小さい粒子であることから、ほかの大気汚染物質と同様にガス状の物質として取り扱い拡散計算を行うのは、環境影響評価においては、一般的に行う手法です。</p>
26	第4章	4.1 大気質	222 226 229～ 231	<p>(4) 226ページの表4.1-66 予測に用いた発生源諸元、表4.1-67 予測に用いた排出濃度は予測のどの過程、どの式で用いられたのか。また、このほかに使われたパラメータはないか。</p>	<p>発生源諸元は、P222の式のQ;汚染物質発生源強度のほか、P229～231の各気象条件下の1時間値の予測条件下の予測式に用いました。</p> <p>このほかに計算にも用いたパラメータは、1年間の気象調査結果と地形の条件となります。</p>
27	第4章	4.1 大気質	221～ 222	<p>(5) 221ページに記載されている参考資料は1992発行(発行元は総合編集ではなく白亜書房)でかなり古い。環境影響評価における大気質の予測の手法として定まったものはないのでしょうか。また、手法の解説書はないのでしょうか。</p>	<p>今回用いたマスコンモデルと移流ハフモデルを組み合わせた手法は、山間地における大気の拡散計算を行う環境影響評価で用いられる手法です。また、専門的な分野の文献となるため、解説書は特にございません。</p>

意見書 6		(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所		意見等に対する事業者の見解
	章	項目	
28	第4章	4.8 土壌汚染	カドミウム、鉛、総水銀等の重金属については、バグフィルタ等により捕集することから、施設が稼働している場合、施設の稼働時に環境に影響を与えような濃度で大気中に排出されることはないため評価の対象とはしていません。ただし、将来、建設前との比較が必要となる場合等のことを考え、現況の土壌中のカドミウム、鉛、総水銀等の重金属を把握するため、現況の濃度を測定しました。また、事後調査も予定しています。
29	第4章	4.8 土壌汚染	意見書6No28のとおり、施設が稼働している場合、環境に影響を与えような濃度で重金属を排出することはないため、予測項目とはしませんでした。
30	第4章	4.8 土壌汚染	SPEEDIで示している地表蓄積量は放出後24時間の短期間の地表蓄積量です。また、発生源が1ヶ所のため分布の推定を明確に行うことが可能でした。一方、今回の計画施設からの排ガスによる土壌への影響は少なくとも1年間の予測を行うことが必要と考えます。また、周辺に道路や事業場など、複数の排ガス発生源があることから、土壌に蓄積する影響の定量的な予測は非常に困難です。定性的な予測として、大気質に及ぼす影響と同様の分布形状で影響が考えられますが、大気質に及ぼす影響が非常に小さいことから、土壌汚染に及ぼす影響も小さいものと考えております。また、事後調査で検証します。
31	第4章	4.16 廃棄物	クリーンセンターハ乙女最終処分場の再生利用にあたっては、あらかじめ施設を点検し、整備が必要な場合には、今後の使用に耐えるべく補修や整備等必要な措置を講じたうえで再生利用を行うこととしております。こうした検討については、今後行う予定です。
32	第1章 第4章	1.6 事業の内容 4.16 廃棄物	溶融スラグの全国での有効利用率は重量比で83%であり、全量資源化している施設はかきなりあることから、今後全量資源化すべく広く検討してまいります。こうしたことを前提として評価したものです。溶融スラグの有効利用計画は準備書P19、溶融スラグ等資源利用の環境保全措置の内容は準備書P577に記載したとおりです。

第3章 知事の意見及び事業者の見解

準備書に対する知事の意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

知事の意見（原文）	上伊那広域連合の見解
全般	
1 事業の実施に当たっては、環境影響評価について引き続き積極的な情報公開を行い、地域住民の安全・安心の確保に努めること。	1 事業の実施にあたっては、引き続き情報公開を積極的に行い、環境に配慮した安全・安心な施設を整備します。
2 評価に当たっては、環境保全に関する目標との整合性が図られているかという観点だけではなく、現在の環境との比較による評価を実施すること。	2 評価にあたっては、環境保全に関する目標との整合性の評価を行うとともに、予測値と現況値の比較による事業の影響の評価を行います。
水象	
3 水象の事後調査計画については、既存の井戸への影響が的確に把握できる場所に、モニタリング用の井戸を設置すること。	3 工事による既存井戸への影響を把握するため、想定対象事業実施区域内の掘削範囲と既存井戸の位置に観測井戸を新設し、モニタリングを行います。
植物・動物	
4 絶滅危惧種の蝶であるミヤマシジミの環境保全措置については、生息域外保全システムにより行うこと。また、保全域の確保という代償だけではなく、食草であるコマツナギの保全による個体群の確保等、最小化による保全対策を検討すること。	4 ミヤマシジミの環境保全措置については、専門家の助言を受けながら、生息域外保全を行います。 導入路の整備に際しては、ミヤマシジミの生息環境の改変量の最小化に努めます。
景観	
5 建物の設計に当たっては、計画地周辺のなだらかで柔らかい曲線の多い景観との調和について考慮すること。	5 施設の形状については、周辺の地形等と調和する形状となるよう今後検討します。

第4章 伊那市長の要望及び事業者の見解

準備書に対する伊那市長の要望及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

要望内容	上伊那広域連合の見解
施設の整備にあたっては、準備書に示す具体的な環境保全措置を的確に講じることで、周辺環境への十分な配慮を願いたい。	準備書に記載した環境保全対策については、知事意見などを勘案して再検討し、これを評価書にまとめます。施設の整備にあたっては、周辺環境に配慮して確実な環境保全対策の実施に努めます。

第5章 準備書の修正内容

環境影響評価準備書に対する環境保全上の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価準備書の見直し及び修正を行い、その内容を評価書に反映させた。

なお、準備書の修正内容は、以下に示すとおりである。

項目	修正内容
第4章 調査、予測及び評価 4.1 大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時の影響の評価の結果について、環境基準等との比較に加えて予測値と現況値の比較による評価を行った。
4.2 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時の影響の評価の結果について、環境基準等との比較に加えて予測値と現況値の比較による評価を行った。 ・工事中の工事関係車両の影響及び供用時のごみ収集車両等による影響の予測式について、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」(財)道路環境研究所, 2007 年)に記載されている式に修正した。 ・工事中の建設作業による影響の予測について、建設作業機械の周波数条件を追記した。 ・存在・供用時の施設の稼働による影響の予測式を追記した。また、騒音発生源となる施設内機器類の周波数特性を追記した。
4.3 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時の影響の評価の結果について、予測値と現況値の比較による評価を行った。
4.4 低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ・低周波音圧レベル (1-80Hz) の測定結果及び予測結果を追加した。 ・G 特性音圧レベルの値については Leq のみの表記とし、L₅については資料編に掲載した。
4.5 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・施設臭気の漏洩防止対策の類似事例について、施設の規模等の諸元を追加した。
4.7 水象	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の既設井戸位置までの距離の表記について分かりやすい表現に修正した。
4.12 動物	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき昆虫類のミヤマシジミについて、専門家の助言を受けながら生息域外保全を行うこと、最小化による保全措置を追加し、記載した。 ・注目すべき昆虫類のベニモンマダラに対する保全措置については、代償措置による保全措置とした。 ・魚類の注目種の選定基準について、準備書作成後に公表された「環境省第4次レッドリスト」(2013年2月 環境省報道発表資料)を追加し、注目すべき種の確認を行った。その結果、新たにドジョウ 1種が注目すべき種として追加されたためその確認状況を整理し、影響の予測及び評価を行った。
4.14 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の形状の検討にあたっては、計画地周辺の地形等と調和する建物形状とする環境保全措置を追加した。
第6章 事後調査計画 6.2 事後調査計画	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の水象の事後調査地点について、想定対象事業実施区域内の地下水位観測位置を既存の井戸への影響が的確に把握できる場所に、モニタリング用の井戸を設置することとした。